

〔補足説明〕 認定所得金額算出方法、控除額表

1. 所得基準額

にかほ市奨学生として採用される者は、「2.認定所得金額の算出方法」により算出される世帯の認定所得金額が「所得基準額」以下であることとします。

区分	所得基準額
月額奨学金	300万円以下
入学一時金	300万円以下

2. 認定所得金額の算出方法

【手順】

- ① 父母それぞれの所得金額を算出、合計して世帯所得金額を算出します。
- ② ご家庭の実態に合わせた「控除額」を算出します。
- ③ 世帯所得金額から控除額を差し引いた額が「認定所得金額」となり、この金額が上記「所得基準額」以下であれば申し込み可能です。

【認定所得金額算出例】

4人世帯(父、母、本人(大学進学志望)、高校生の妹(国公立・自宅)
父の収入 658万円、 母の収入 357万円 の場合

- ① 父母それぞれの所得金額を算出、合計して世帯所得金額を算出します。

・ 収入が多い方

$$\begin{aligned}\text{収入金額} - \text{特別控除額※1} &= 658\text{万円} - (658\text{万円} \times 0.3 + 174\text{万円}) \\ &= 287\text{万円} \cdots (A)\end{aligned}$$

・ 上記以外の保護者の方

$$\begin{aligned}\text{収入金額} - \text{特別控除額※2} &= 357\text{万円} - (357\text{万円} \times 0.3 + 18\text{万円}) \\ &= 232\text{万円} \cdots (B)\end{aligned}$$

※1 「特別基準額表」(1)(A)より算出

※2 「特別基準額表」(1)(B)より算出

$$\Rightarrow (A) + (B) = 287\text{万円} + 232\text{万円} = 519\text{万円} \cdots (C) \text{世帯所得金額}$$

- ② ご家庭の実態に合わせた「控除額※3」を算出します。 ※3 「特別基準額表」(2)より

・ 申込者本人控除 $\cdots 180\text{万円}$

・ 妹(国公立高校・自宅) $\cdots 39\text{万円}$

$$\Rightarrow \text{計} 219\text{万円} \cdots (D) \text{その他の特別控除額}$$

- ③ 世帯所得金額から控除額を差し引いた額が「認定所得金額」となり、この金額が上記「所得基準額」以下であれば申し込み可能です。

$$(C) \text{世帯所得金額} - (D) \text{その他の特別控除額} = 519\text{万円} - 219\text{万円}$$

$$= 300\text{万円} \cdots \text{認定所得金額}$$

認定所得金額300万円で「所得金額以下」です。「月額奨学金」「入学一時金」の申し込み可能です。

【特別基準額表】

(1) 給与所得者の控除額

(A) 保護者のうち給与・年金収入が多い方

収入金額(一個人の合計)	特別控除額
～ 268万円	年間収入金額と同額
269万円 ～ 400万円	年間収入金額×0. 2+214万円
401万円 ～ 781万円	年間収入金額×0. 3+174万円
782万円 ～	408万円

(B) 保護者のうち(A)以外の方

収入金額(一個人の合計)	特別控除額
～ 65万円	年間収入金額と同額
66万円 ～ 162万円	65万円
163万円 ～ 180万円	年間収入金額×0. 4
181万円 ～ 360万円	年間収入金額×0. 3+18万円
361万円 ～ 660万円	年間収入金額×0. 2+54万円
661万円 ～ 1, 000万円	年間収入金額×0. 1+120万円
1, 001万円 ～ 1, 500万円	年間収入金額×0. 05+170万円
1, 501万円 ～	245万円

(C) 給与所得以外の収入がある場合の控除額

収入金額(1個人合計)	特別控除額
事業所得	売上原価と営業経費(雇入費、減価償却費、業務に係る公租公課等)との合算額
農業所得等	肥料、種苗、蚕種、飼料、動力機の燃料等(過去1年間の収入を得るために消費した分)の購入費の合計額

(2) その他の控除額

特別の事情	特別控除額			
① 母子・父子世帯	99万円			
② 就学者のいる世帯であること (児童・生	小学校	31万円		
	中学校	46万円		
		自宅通学	自宅外通学	
	高等学校	国・公立	39万円	69万円

徒・学生1人につき)			私立	88万円	118万円
	高等専門学校 (1～3)		国・公立	39万円	69万円
			私立	88万円	118万円
	高等専門学校 (4～5)		国・公立	43万円	72万円
			私立	87万円	116万円
	大学		国・公立	74万円	121万円
			私立	133万円	180万円
	専修学校	高等課程	国・公立	39万円	69万円
			私立	88万円	118万円
		専門課程	国・公立	36万円	81万円
			私立	102万円	147万円
③ 障害者のいる世帯であること	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定により身体障害者手帳の交付を受けた人及び精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある人、知的な障害のある人等1人につき99万円				
④ 長期療養者のいる世帯であること	過去1年間以上にわたり、療養のため又は福祉施設への入所のため経常的に特別な支出をしている年間金額の全額				
⑤ 主たる家計支持者が別居している世帯であること	別居のため特別に支出している年間金額。ただし、71万円を限度とする。				
⑥ 火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯であること	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額				
⑦ 申込者本人	大学月額奨学金・大学入学一時金申請者 180万円 上記以外の就学者及び在学者 区分②による金額				

備考 (1)及び(2)において万円未満は四捨五入。